

＜定例会の主な議題及び要旨＞

令和4年9月29日（木）

【報告事項】

1 グループ別警察署長会議の開催について

（総務部）

警察本部から「10月17日から11月10日にかけて、県内36警察署を5グループに編成し、グループ別警察署長会議を開催する。会議では、昨今の治安情勢等を踏まえた協議項目を定め、各署の取組状況や推進上の課題について協議することとしている。」旨の報告があった。

2 令和4年度福岡県警察柔道・剣道大会の実施について

（警務部）

警察本部から「令和4年度福岡県警察柔道・剣道大会を、10月18日に剣道、19日に柔道の別日で福岡武道館において開催する。本大会の目的は、警察官の気力・体力を練成し、現場執行力の基礎を培うとともに、術科技能の更なる向上と士気の高揚を図るほか、部内外に力強い警察をアピールするものであり、警察官にとっては重要な大会である。」旨の報告があった。

3 令和4年全国優良警察職員表彰受賞者の決定について

（警務部）

警察本部から「本表彰は、警察庁長官が、他の職員の模範と認められる者を表彰し、その功労を顕彰することによって、警察職員全体の士気を高めることを目的としたものであり、本県からは3人が受賞する。受賞者には警察庁長官賞詞が授与される。」旨の報告があった。

公安委員から「全国の受賞者のうち、女性は何人か。」旨の発言があり、警察本部から「受賞者のうち11人が女性であり、そのうち9人が警察行政職員である。」旨の説明があった。

公安委員から、「本県も3人の方が受賞されており、これを契機に県警察全体の士気を更に高めていただきたい。」旨の発言があった。

4 令和4年全国地域安全運動の実施について

（生活安全部）

警察本部から「10月11日から20日までの10日間、本運動を実施する。運動重点は、ニセ電話詐欺の被害防止及び子供と女性の犯罪被害防止である。主な取組として、警察署では年金支給日に防犯ボランティア等と協働した広報啓発や登下校見守り活動等を実施するほか、警察本部では通信事業者との協定を締結し、犯罪の被害防止対策を連携して行うこととしている。」旨の報告があった。

公安委員から「運動重点については、毎年変更されるのか。」旨の発言があり、警察本部から「運動重点については、毎年検討しているが、近年は同じテーマとなっている。」旨の説明があった。

公安委員から「ニセ電話詐欺の広報啓発活動は、高齢者が多く集まる様々な機会を捉えて、効果的に実施してもらいたい。」旨の発言があった。

5 特定商取引法（連鎖販売取引）違反事件被疑者の逮捕について

（生活安全部）

警察本部から「筑紫野警察署、城南警察署、春日警察署及び生活経済課は、連鎖販売取引で海外のオンラインカジノの広告宣伝を行うグループの新規会員の勧誘に際し、クーリング・オフの適用に関し、嘘の説明をするとともに、契約に関する書面を交付しなかった特定商取引法（連鎖販売取引）違反事件について、9月20日、大野城市居住の男性ほか2人を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「海外のオンラインカジノを日本で利用した場合、違法になるのか。」旨の発言があり、警察本部から「海外で適法に開設されたオンラインカジノであっても、日本で利用した場合は違法となる。」旨の説明があった。

公安委員から「日本人会員数は判明しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「今後の捜査で明らかにしていきたい。」旨の説明があった。

公安委員から「本件は規模の大きな連鎖販売取引であり、一般的に同種犯罪の立件は難しいと言われている中、しっかり捜査し検挙できている。今後も新しい手法を利用した犯罪が発生していくと思われるので、警察として日頃から目を光らせてもらいたい。」旨の発言があった。

6 職業安定法違反事件被疑者の逮捕について

（生活安全部）

警察本部から「小倉北警察署及び生活安全総務課は、アダルトビデオに出演させる目的でSNSを利用して勧誘を行った職業安定法違反事件について、9月28日、東京都豊島区居住の男性を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「県外に居住している被疑者を捜査した経緯は何か。」旨の発言があり、警察本部から「被疑者が本県居住時に本件を県警察が認知し捜査していたものであり、被疑者の転居後も引き続き捜査し逮捕したものである。」旨の説明があった。

公安委員から「被疑者はSNSを利用して宣伝を行い、勧誘していたのであれば、多くの余罪があるのではないか。」旨の発言があり、警察本部から「全容解明に向けて捜査を徹底する。」旨の説明があった。

公安委員から「勧誘された女性が、被害者ではなく関係者となるのはなぜか。」旨の発言があり、警察本部から「法律上、被害者とはならないためである。」、「AV出演被害防止法の施行前の事件であり、職業安定法違反を適用している。」旨の説明があった。

公安委員から「勧誘すること自体が犯罪なのか。」旨の発言があり、警察本部から「アダルトビデオに出演をしようとする者に対して出演を勧めるような働き掛けがあれば、違反となる。本件は、SNSを見て応募した関係者が一旦出演を断ったにもかかわらず、被疑者が出演料を引き上げる等積極的に出演を働き掛け、悪質であったことから、有害業務に就かせる行為の禁止として立件した。」旨の説明があった。

7 動物愛護管理法違反事件被疑者の逮捕について

（生活安全部）

警察本部から「戸畑警察署、宗像警察署及び生活経済課は、ミニチュアダックスフント9頭を自宅から車で運んで、宗像市内の路上に置き去り遺棄した動物愛護管理法違反事件について、9月29日、北九州市戸畑区居住の男性ほか1人を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「遺棄された犬は現在どうなっているのか。」旨の発言があり、警察本部から「県と北九州市の動物愛護センター等で保護された後、一部については譲渡されている。」旨の説明があった。

公安委員から「被疑者はブリーダーなのか。」「遺棄した頭数が多いが、販売目的で飼育していたのか。」旨の発言があり、警察本部から「被疑者はブリーダーではなく、ペットとして飼育していた犬が多数繁殖したようである。」旨の説明があった。

公安委員から「今後同様の事件を繰り返さないよう、しっかり捜査してもらいたい。」旨の発言があった。

8 詐欺事件被疑者の逮捕について

（暴力団対策部）

警察本部から「中央警察署及び暴力団犯罪捜査課は、令和3年10月5日、宿泊約款等により暴力団員の宿泊を拒否している沖縄所在のホテルに対し、暴力団員であることを秘した上、偽名等を記載した書類を提出して宿泊を申し込み、同日から同月7日までの間、道仁会会長ら5人が宿泊した詐欺事件について、9月14日及び9月15日、道仁会会長ほか4人を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「沖縄へは飛行機を利用したと思うが、飛行機の利用に関して暴力団排除条項はないのか。」旨の発言があり、警察本部から「現時点、公共交通機関の利用に際しての暴力団排除条項はない。ホテルやゴルフ場では規定が整備されている。」旨の説明があった。

公安委員から「ホテルやゴルフ場は厳しく規制されている。細かく検挙を積み重ねて暴力団排除を進めてほしい。」旨の発言があった。

公安委員から「本件は宿泊約款に暴力団排除条項があるから詐欺罪が成立したのか。」旨の発言があり、警察本部から「宿泊約款に暴力団排除条項を整備しているホテルに対し、暴力団であることを秘して偽名等を使用しホテル側を欺いて宿泊したという行為が詐欺に当たる。」旨の説明があった。

公安委員から「暴力団を弱体化させるために捜査を徹底してもらいたい。」旨の発言があった。

9 銃砲刀剣類所持等取締法違反事件被疑者の逮捕について

（暴力団対策部）

警察本部から「宗像警察署、折尾警察署、若松警察署及び北九州地区暴力団犯罪捜査課は、平成23年5月6日、福岡県福津市に所在する被害者方前路上において、同人方の玄関付近に向けて所携の拳銃を用いて弾丸数発を発射し、同人方の玄関ドア等を損壊した銃砲刀剣類所持等取締法違反等事件について、9月28日、元五代目工藤會傘下組織幹部ほか1人を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「犯行の動機は分かっているのか。」旨の発言があり、警察本部から「暴力団の利権に絡むものと推測されるが、今後の捜査で明らかにしていく。」旨の説明があった。

公安委員から「11年にも及ぶ捜査の結果であり、捜査は大変だったと思うが、今後も引き続き暴力団の壊滅につながるよう徹底した取締りを願います。」旨の発言があった。



